

第 3 1 号議案

豊川市営住宅条例の一部改正について

豊川市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市営住宅条例の一部を改正する条例

豊川市営住宅条例（平成 9 年豊川市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の選考)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前 2 項に規定する入居の申込みをした者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で市長が定める要件を備えているもの及びその者の収入が市長が定める基準を超えない低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前 2 項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に入居者として選考することができる。</p> <p>(1) 20歳未満の子を扶養している<u>ひとり親</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～18 (略)</p> <p><u>(広石住宅から他の市営住宅へ移転する者に係る特例措置)</u></p> <p><u>19 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間において、耐用年限を経過した広石住宅の入居者が他の市営住宅へ入居の申込みをした場合においては、その者は、第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</u></p> <p><u>20 市長は、前項の場合において、広石住宅から他の市営住宅へ入居する者の居住の安</u></p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前 2 項に規定する入居の申込みをした者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で市長が定める要件を備えているもの及びその者の収入が市長が定める基準を超えない低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、前 2 項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に入居者として選考することができる。</p> <p>(1) 20歳未満の子を扶養している<u>寡婦</u></p> <p>—</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～18 (略)</p>

定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者の家賃について、新たに入居する市営住宅の家賃の額から従前の市営住宅の最終の家賃を控除した額に次の表の左欄に定める入居期間の区分に応じてそれぞれ右欄に定める率を乗じた額を減額するものとする。

入居期間	率
2年以下の場合	6分の6
2年を超え3年以下の場合	6分の5
3年を超え4年以下の場合	6分の4
4年を超え5年以下の場合	6分の3
5年を超え6年以下の場合	6分の2
6年を超え7年以下の場合	6分の1

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、市営住宅の入居者の選考において優先的に取り扱う者の要件を見直すとともに、老朽化した広石住宅の入居者が他の市営住宅へ移転する場合の家賃の負担を軽減する特例措置を講ずる必要があるからである。